

小松島市内で転居された方へ

※次の資格をお持ちの方等は下記の手続きが必要です

対象となる方		手続き	場所	担当課
通知カード (マイナンバーカードをお持ちでない方)		表面記載事項の変更手続きを行ってください。	市役所1階 ①番窓口	戸籍住民課 (32-2112)
マイナンバーカードまたは住基カードの交付を受けている方		表面記載事項の変更手続きを行ってください。		
電子証明書の交付を受けている方		失効されますので、必要に応じて手続きをしてください。		
老人等バス無料優待証の交付を受けている方		表面記載事項の変更手続きを行ってください。	市役所1階 ②番窓口	市民生活課 (32-2132)
国民健康保険に加入されている方		住所変更の手続きを行ってください。【国保証と認印及び各認定証、公的機関が発行した写真入りの身分証明書(運転免許証等)、世帯主と転居された方のマイナンバーをお持ちください。】	市役所1階 ⑤番窓口	保険年金課 国保担当 (32-2113)
後期高齢者医療に加入されている方		住所を変更する前の被保険者証・各認定証をお返しください。	市役所1階 ④番窓口	保険年金課 子どもはぐみ 重度 後期担当 (32-4120)
子どもはぐみ・ひとり親家庭等 重度心身障害者等医療 を受給されている方		住所変更の手続きを行ってください。【医療受給者証と印鑑、窓口に来られる方の本人確認書類をお持ちください。】 ※子どもはぐみ医療: お子様及び生計の中心となる保護者のマイナンバーが必要となります。 ※ひとり親家庭等医療: 父または母と児童及び扶養義務者のマイナンバーが必要となります。 ※重度心身障害者等医療: 本人のマイナンバーが必要となります。		
介護保険被保険者の方		新しい住所の被保険者証、負担割合証が届きましたら、住所を変更する前の被保険者証、負担割合証をお返しください。	市役所1階 ⑦番窓口	介護福祉課 介護認定給付 担当 (32-3507)
児童手当・児童扶養手当・ 特別児童扶養手当を 受給されている方		住所変更の手続きを行ってください。	市役所1階 ⑩番窓口	児童福祉課 こども家庭 支援室 (32-2114)
身体障害者手帳・療育手帳・精神 障害者保健福祉手帳をお持ちの方		住所変更の手続きを行ってください。 手帳と印鑑をお持ちください。	市役所1階 ⑨番窓口	介護福祉課 障がい福祉担当 (32-2279)
原動機付自転車を 所有されている方		手続きの必要はありません。	市役所1階 税務課内	税務課 諸税担当 (32-3845)
公立の幼小中学校へ通学(園)されているお子様がある方	幼稚園へ通園	幼稚園へ連絡してください。	現在お子様が通園している 幼稚園	
	小中学校へ通学	教育委員会学校課に連絡の上、必要な手続きをお取りください。	(住所) 横須町2番14号 教育委員会内2階	教育委員会 学校課 (32-3811)
ごみ収集	ごみは正しく分別して朝8時30分までに指定袋に入れて出してください。 ごみを出す場所については、ご近所の人にお尋ねください。(新築の場合は環境衛生センターまでご連絡ください。) 詳細については「家庭ごみ収集日程地区割表」及び冊子「ごみの分け方・出し方」を市役所受付又は環境衛生センターにて配布しておりますのでご覧ください。また、小松島市ホームページでもご覧いただけます。		環境衛生センター (32-8290) [住所] 芝生町字花谷3番地	
し尿処理	環境衛生センターへお問い合わせください。			
水道	使用開始、使用中止の手続きをしてください。		水道部 (32-6188) [住所] 田浦町字中西103番	